

## 令和3年度国民健康保険料の料率について

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つに区分され、さらにそれぞれの区分ごとに、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の3つに区分されます。

また、具体的な料率については、当該年度の被保険者数や世帯数の見込み、及び直近における国民健康保険財政の収支などを勘案し、毎年度算定しております。

つきましては、現時点における被保険者数や、令和2年度国民健康保険特別会計決算見込み等を踏まえ算定した、令和3年度国民健康保険料の料率について報告するものです。

### 1 令和2年度末時点の被保険者数及び世帯数 ※（ ）は前年度末数字

被保険者数：83,750人（84,075人→△325人）

世帯数：55,140世帯（54,784世帯→+356世帯）

全市民に占める加入率：19.08%（19.32%→△0.24ポイント）

### 2 令和2年度国民健康保険特別会計決算見込み（概算）

新型コロナウイルス感染症の影響等により被保険者数が料率算定時の見込みよりも多かったことなどにより、次のとおり単年度収支において歳入超過が想定されます。

① 歳入総額：368億9,700万円（令和元年度からの繰越金含む）

② 歳出総額：359億2,900万円

③ ①－②：9億6,800万円（令和3年度への繰越金）

④ ①のうち令和元年度からの繰越金額：7億8,000万円

⑤ ③－④：1億8,800万円（単年度収支）

### 3 令和3年度国民健康保険料の料率

令和3年度国民健康保険料の料率につきましては、令和3年度の国民健康保険事業費納付金が減額になったこと、また、令和2年度の単年度収支において歳入超過が見込まれていることを踏まえ、基金繰入金及び繰越金を活用し、令和2年度から据え置きといたしました。

なお、具体的な料率等については、次ページのとおりです。

市としては、引き続き、県単位化による市国保財政への影響や新型コロナウイルス感染症による影響を検証するとともに、将来にわたり健全な保険制度を維持するため、保険料率の適正な設定に努めてまいります。

【令和3年度国民健康保険料の料率】

令和3年度国民健康保険料の料率についてはすべて据え置きといたしました。  
 なお、旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額を控除した額です。

(1) 医療分

区分	令和3年度	令和2年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の5.73%	旧ただし書所得の5.73%	0ポイント
均等割	23,640円	23,640円	0円
平等割	16,440円	16,440円	0円
賦課限度額	630,000円	630,000円	0円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和3年度	令和2年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.49%	旧ただし書所得の2.49%	0ポイント
均等割	9,840円	9,840円	0円
平等割	6,840円	6,840円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	0円

(3) 介護分

区分	令和3年度	令和2年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.07%	旧ただし書所得の2.07%	0ポイント
均等割	10,320円	10,320円	0円
平等割	5,040円	5,040円	0円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

(4) 一人当たり保険料

令和3年度	令和2年度	対前年度比較
104,441円	105,928円	△1,487円(1.40%減)

※ 一人当たり保険料は、保険料率決定時の見込数値による平均値で、法定軽減分を除いております。

以 上  
 福祉部 保険年金課